

# 業務継続計画【自然災害編】

(グループホーム「よつばの里」)

法人名	社会福祉法人共生	種別	共同生活援助(介護サービス包括型)
代表者	理事長 庄司 敏明	管理者	業務執行理事 本間 睦
所在地	山形県鶴岡市東新斎町10番40号	電話	0235-24-4282

## 【 構 成 】

第1章 総 則

第2章 平常時の対応

第3章 緊急時の対応

第4章 事業所固有事項

# 第1章 総論

## 1 目的

自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などの災害が発生すると、法人事業所（「グループホーム」以下、同じ。）が通常通りに業務を実施することが困難になります。

本計画は、これらの事象に対応して、法人事業所が被害を最小限に止め、業務を中断させないよう準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を業務継続計画として取りまとめたものです。

## 2 基本方針

法人事業所の業務継続を図るためには、まず利用者及び職員の命を守る行動が最も重要なことであり、そのための業務を最優先し、その他の業務は縮小・休止などの措置をとります。

また、同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、外部から支援がこないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要です。

これらを踏まえ、災害発生時には、次の方針に基づき業務を継続します。

- (1) 利用者の安全確保
- (2) サービスの継続
- (3) 職員の安全確保

## 3 BCP推進体制

本計画は、BCP推進委員会（防災委員会）において検討し、策定・見直し（改訂）を行うものとします。

### (1) BCP推進委員会（防災委員会）

平常時	緊急時(BCP発動時)	担当者	摘要
委員長	災害対策班長	理事長	
副委員長	災害対策副班長	事務局長	
防災委員	班員	管理者	
	同	世話人兼生活支援員	
	同	世話人兼生活支援員	
	同	世話人兼生活支援員	

### (2) 推進委員会の役割

- ・教育と訓練の計画に関すること
- ・計画の見直しと改善に関すること
- ・備蓄その他在庫管理に関すること
- ・相互支援体制の構築に関すること

#### 4 リスクの把握

(1) 台風や集中豪雨による洪水時のハザードマップ（赤川）で想定されている浸水深

区 分	想定浸水深
グループホーム（東新斎町）	～50cm

(2) 想定される大規模地震及び鶴岡市における被害想定

想定されている庄内平野東縁断層帯地震による被害想定は次のとおりです。このうち、液状化は鶴岡市において発生可能性が高く、自動車等による移動に支障を生じると想定されています。

##### ① 想定される大規模地震

区 分	想定内容
震源地	庄内平野東縁断層帯
マグニチュード	7.5
震度	6強～7
季節・時刻	冬季早朝

##### ② 被害想定（建物、火災、ライフライン）

項目	被害想定	
建物被害	全壊	3,368 棟 (6.1%)
	半壊	7,402 棟 (13.3%)
	合計	10,770 棟 (19.4%)
火災	24 棟 (焼失棟数)	
上水道	43,322 世帯	
下水道	5,171 人 (排水困難人口)	
都市ガス	17,721 世帯	
LPガス	5,750 世帯 (要点検供給世帯数)	
電力	7,854 世帯	
電話	4,808 世帯 (固定電話)	

##### ③ 被害想定（人的被害、避難所生活人数）

項目	被害量（市内）	
人的被害	死者	302 人
	負傷者	3,041 人
避難所生活者数	11,675 人	

### (3) 法人事業所の被害の想定

#### ① 台風や集中豪雨による洪水時

事業所建物は、使用可能であることを想定する
-----------------------

#### ② 大規模地震発生時

区分		被害状況の想定
建物被害	構造・外観	建物被害なし
	内部	壁等に亀裂発生
ライフライン被害	電気	・約1週間停電 非常用発電器により一部電力の使用が可能
	ガス	・約1か月使用不可
	上水道	・約1か月使用不可
	下水道	・約1か月使用不可
人的被害		・職員に死者は発生しない
事業所内の様子	室内	・キャビネットや棚等から書類等が飛び出して散乱
	PC	・固定していないPCが倒れる
	サーバー	・サーバーの設置場所は被害なし
	プリンタ・コピー	・プリンター・コピーは被害なし
	通信	・電源が確保されていれば使用可能
	トイレ	・トイレに損傷ないが断水で使用できない

## 5 優先業務の選定

### (1) 優先する事業・業務

- ・グループホーム「よつばの里」（共同生活援助事業所入居者支援業務）

### (2) 停止する事業・業務

- ・第3章7で業務ごとに定める基準により、職員の出勤率と発災後の時間の経過に沿い、順次再開の判断を行う。

## 6 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

### (1) 研修・訓練の実施

業務継続計画（BCP）を法人職員が共有し、平時から計画内容に関する研修、計画に沿った訓練（シミュレーション）を実施するものとする。

### (2) BCPの検証・見直し

自然災害に関する最新の動向や訓練等で洗い出された課題を計画に反映させるなど、定期的に見直しを行うものとする。

## 第2章 平常時の対応

### 1 建物・設備の安全対策

#### (1) 水害対策（各事業所共通）

対 象	対 応 策	摘 要
浸水による危険性の確認	定期的に点検を実施	
外壁のひび割れ・欠損・ふくらみはないか	定期的に点検を実施	
暴風による危険性の確認	定期的に点検を実施	
外壁の留め金具に錆や緩みはないか	定期的に点検を実施	
屋根材や留め金具にひびや錆はないか	定期的に点検を実施	
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか	定期的に点検を実施	
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか	定期的に点検を実施	

#### (2) 人が常駐する事業所の耐震措置

場 所	対 応 策	摘 要
グループホーム（えがお）	平成 23 年改築：耐震基準充足	木造平屋建
グループホーム（ネオ）	平成 25 年改築：耐震基準充足	木造平屋建

### 2 設備の耐震措置（各事業所共通）

- ・居室、共有スペース・事務所など、利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落・破損等の防止措置を講じる。
- ・不安定に物品等を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防止する。
- ・破損して飛散した場合に特に留意が必要な個所（ガラス天井等）や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- ・消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。

### 3 想定されるリスクと対応策

- 別紙 1 「電気が止まった場合の対策」
- 別紙 2 「水道が止まった場合の対策」
- 別紙 3 「通信が麻痺した場合の対策」
- 別紙 4 「システムが停止した場合の対策」
- 別紙 5 「衛生面（トイレ等）の対策」

## 4 必需品の備蓄

被災時に必要な備品等は、計画的に備蓄し、定期的に見直しを実施する。

別紙7 「備蓄品のリスト」

## 5 資金手当て

- ① 火災保険加入
- ② 地震保険

# 第3章 緊急時の対応

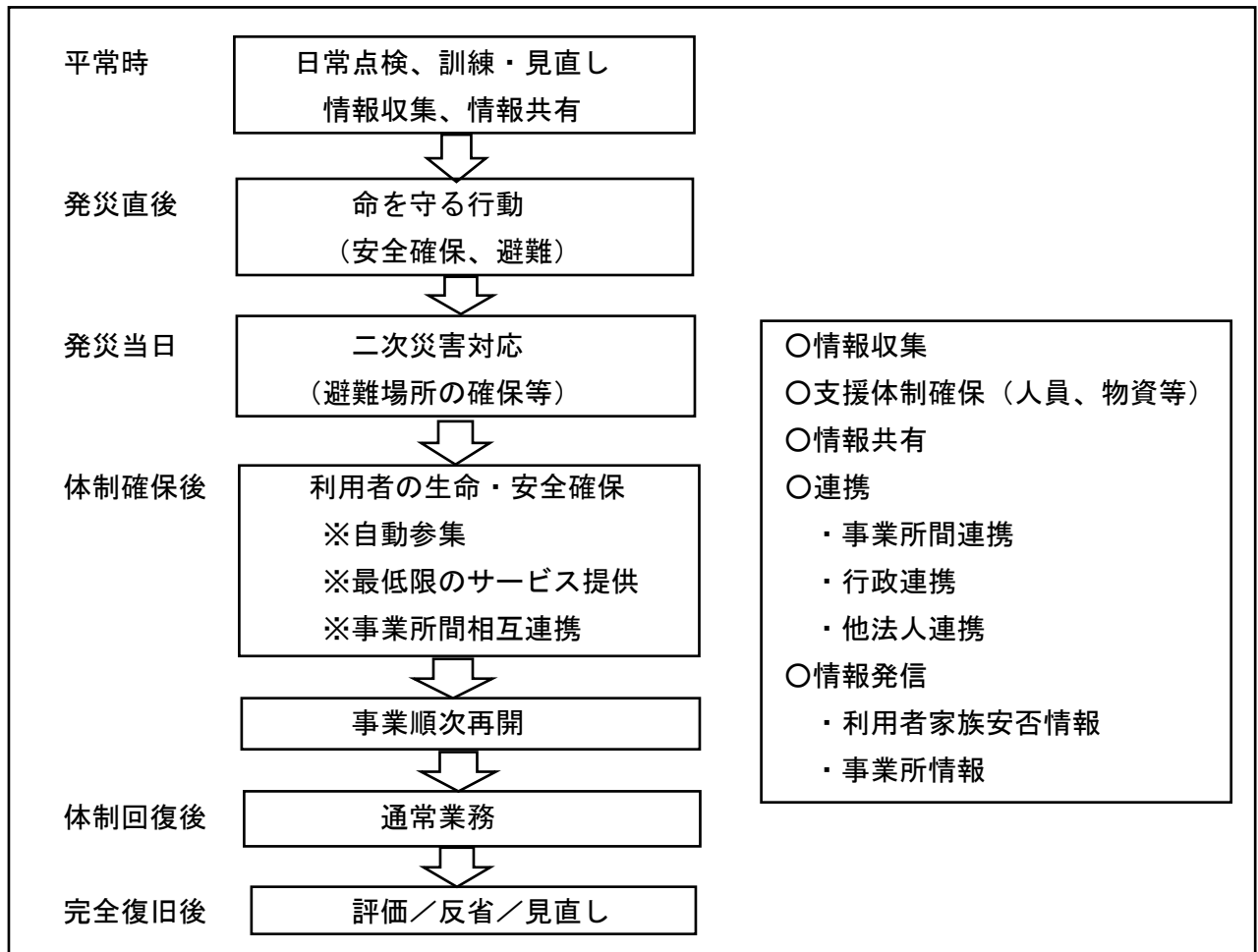
## 1 BCP発動基準・職員の参集基準

地震における基準	全 員	参集	震度5強以上で全員参集（防災対策実施要領）
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に発動し、ただちに災害対策班を立ち上げる
水害等における基準	全 員	参集	記録的短時間大雨情報が発表されたとき、鶴岡市から高齢者等避難情報が発表されたとき
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に発動し、ただちに災害対策班を立ち上げる

## 2 行動基準

災害発生時の行動基準は次のとおりとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災、建物倒壊など）
- ③ グループホーム（入居者）のサービス利用者の生命維持
- ④ 法人内事業所間の連携と外部機関との連携
- ⑤ 情報発信



### 3 対応体制

対応体制及び役割については、「防災対策実施要領」第3章5に定める「災害対策班及び役割」によるものとする。(各班のメンバーは、同要領の別表による。)

#### 《災害対策班の組織》



※施設点検・消火班は消防計画の自衛消防隊消火係とする。

## 《災害対策班の任務分担》

班 編 成	役 割
情報連絡班	・情報の伝達と収集 ・各班、関係機関との連絡調整
施設点検・消火班	・建物、設備の安全確認 ・消火器等による初期消火活動
避難誘導班	・避難場所、避難経路の確認 ・利用者の避難誘導
応急救護班	・負傷者の救護 ・医療機関への連絡

## 4 対応拠点

- ① 対応拠点：えがおホーム（鶴岡市東新斎町10-40）
- ② サブ拠点：本部棟（鶴岡市本町三丁目2-5）

## 5 安否確認

### （1）利用者の安否確認

- ・事業所ごとに担当者を指名し、速やかに「安否確認シート」により安否確認を行う。

### （2）職員の安否確認

#### ①事業所内

- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて事業所単位で点呼を行い、所長に報告する。

#### ②自宅等

- ・自宅等で被災した場合は、電話、携帯メール、災害伝言ダイヤルで、事業所に自信の安否情報を報告する。

## 6 事業所内外での避難場所・避難方法

### （1）避難場所

#### ①事業所内での避難

災害の状況	避難場所
風水害 [床上浸水の恐れ]	指定避難所[鶴岡市中央公民館・女性センター]
風水害 [暴風] ※市の避難準備情報が発令されたときは、ただちに指定避難所への避難を開始する	グループホーム「リビング」

②事業所外への避難

災害の状況	避難場所
火災 [事業所からの出火]	西側駐車場[緊急避難場所]
上記以外の災害 [大規模火災・地震・風水害]	指定避難所[鶴岡市中央公民館・女性センター]

(2) 避難経路・避難手段

避難経路	避難手段
別図「避難場所・経路」2	法人有車両及び自家用車

(注)事業所内の避難経路は、別に定める。

7 重要業務の継続

経過/目安	夜間	発災後6時間	発災後1日	発災後3日	発災後7日
出勤率	出勤率3%	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	利用者の安全確認のみ	安全と生命を守るための最低限	食事、排泄中心 その他は休止 若しくは減	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づける	ほぼ通常どおり
給食	休止	必要最低限のメニューの準備	飲用水、簡易食品、炊き出し	炊き出し 復旧の範囲で給食再開	炊き出し 復旧の範囲で給食再開
食事介助	休止	体制が整うまでなし 必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助
口腔ケア	休止	体制が整うまでなし	必要な利用者はうがい	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	体制が整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に介助	飲用水準備 必要な利用者に介助	飲用水準備 必要な利用者に介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁ある利用者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	復旧しだい入浴

## 8 職員の管理

### (1) 職員の休憩・宿泊スペース

発災後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、休憩場所及び宿泊場所を確保する。

- ・グループホーム「リビング」

### (2) 勤務シフト

発災後、職員が長期帰宅できず、長時間勤務となる可能性があるため、参集した職員の人数により、なるべく職員の体調及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組むこととする。

## 9 復旧対応

### (1) 被害・破損箇所の確認

「建物・設備の被害点検シート」(別記)により点検し、被害のあった箇所は写真を撮り記録する。

### (2) 業者連絡先リスト

各種協力業者の連絡先をリストにまとめ、非常時の連絡先を確認し、円滑に復旧作業を依頼できるように準備する。

### (3) 情報発信

地域や関係機関に被害状況等を情報発信するとともに、利用者・家族等に丁寧な対応や説明を行う。

## 10 他施設・事業所との連携

### (1) 連携体制の構築

災害時に施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独で事業継続が困難な事態を想定して、地域の関係施設・事業所と協力関係を日頃から構築するよう検討していきます。

### (2) 連携対応

災害時に地域で相互に支援しあうネットワークが構築される場合は、積極的に参加を検討していきます。

## 1 1 地域との連携

### (1) 被災時の職員の派遣

災害時に災害派遣福祉チームのチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されているため、法人事業所の被災状況を勘案しながら、地域の災害支援ネットワークに参加していくことを検討していきます。

### (2) 福祉避難所の運営支援

災害時に地域の福祉避難所を運営する施設・事業所への職員の派遣について、法人事業所の被災状況を勘案しながら、地域の災害支援ネットワークの要請に応じて参加していくことを検討していきます。

## 第4章 事業所固有事項

### 【平時からの対応】

- 災害時に備え、利用者の緊急連絡先（家族・後見人等）を複数の手段（固定電話、携帯電話、メール等）で把握・管理しておく。
- 利用者の避難支援や安全確保に必要な情報（身体状況、医療的ケア、移動手段など）を平常時から整理しておく。
- 地域の避難方法や避難場所に関する情報を把握し、行政・自治会・消防などの関係機関と連携体制を構築する。

### 【災害が予想される場合の対応】

- 台風や地震などで甚大な被害が予想される場合には、施設内の安全確保体制（備蓄品、非常電源、避難経路など）を確認し、必要に応じて利用者家族等へ事前連絡を行う。
- 職員の出勤体制や応援体制を事前に調整し、災害対応に必要な人員確保を図る。

### 【災害発生時の対応】

- 施設内で被災した場合は、速やかに利用者の安全確認を行い、必要に応じて医療機関や関係機関と連携する。
- 利用者の安否状況や施設の被災状況について、緊急連絡先を活用し家族等へ連絡を行う。
- 施設内での継続的な生活支援を基本とし、施設の安全性が確保できない場合は、関係機関と連携して避難所等への移送を検討する。

付則

- 1 令和5年6月1日制定（第1版）
- 2 令和7年4月1日改定（第2版）
- 3 令和7年7月1日改定（第3版）

## 別紙 1

### 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
情報機器：パソコン・テレビ・インターネット等	防災ラジオ、携帯電話等
冷蔵庫・冷凍庫	クーラーボックス等
照明器具・冷暖房器具	懐中電灯、発電機使用等

## 別紙 2

### 水道が止まった場合の対策

確保すべき物資	確保策	削減策
飲料水	120ボトル2本	脱水症状に留意し、飲水を調整
生活用水	200容器2個予定（給水可能時）	清拭シート等利用（トイレ・入浴代替）

## 別紙 3

### 通信が麻痺した場合の対策

- ・事業所共通

LINE、携帯電話のメール、非常伝言ダイヤル

## 別紙 4

### システムが停止した場合の対策

- ・事業所共通

サーバーのバックアップ用データカートリッジを2階で保管。重要書類は紙に印刷し保管。

## 別紙 5

### 衛生面（トイレ等）の対策

施策対象	対応策	
トイレ対策	利用者	簡易トイレ使用
	職員	同上
汚物対策	消臭凝固剤使用	

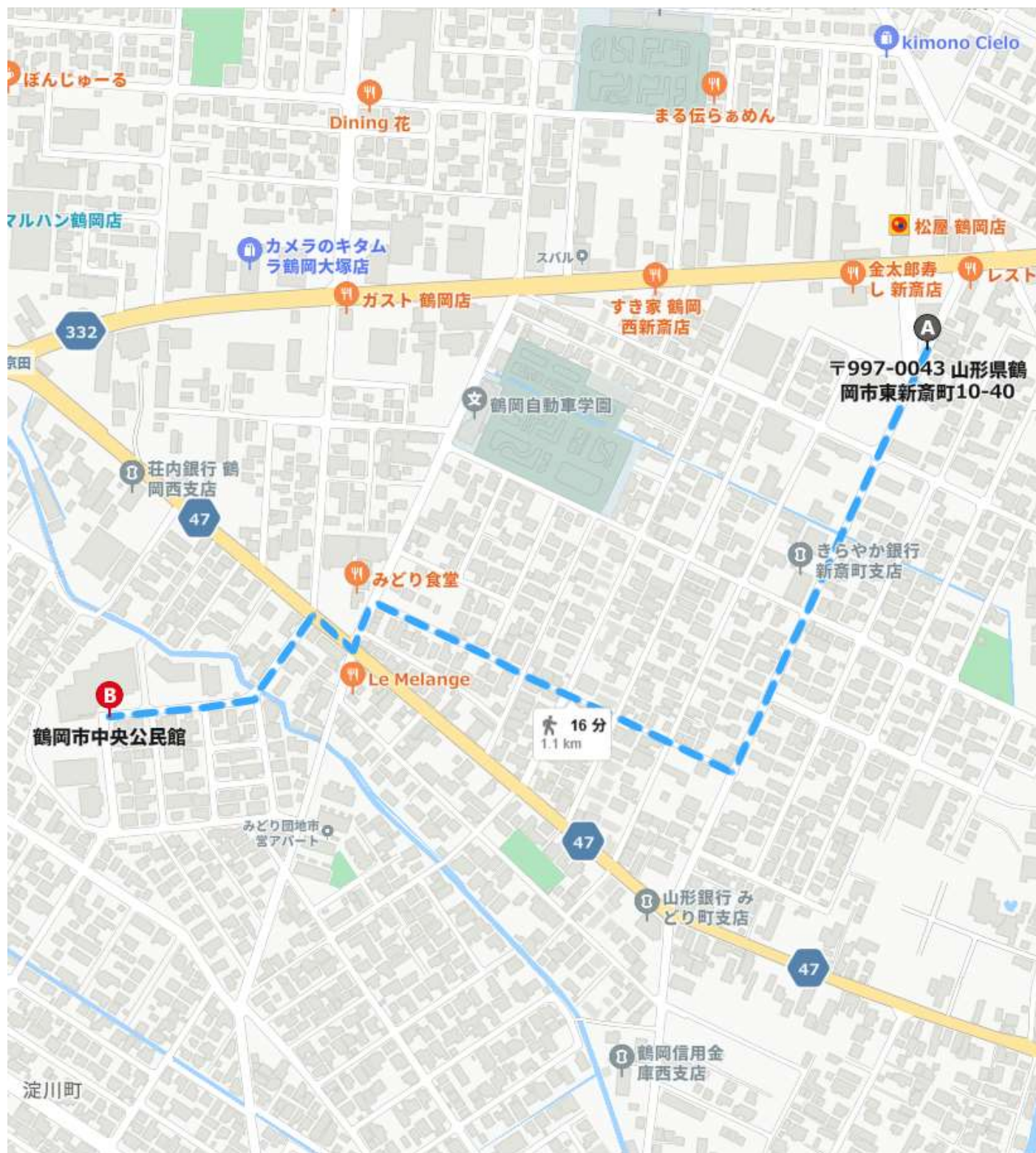
## 別紙 6

### 備蓄品リスト

備蓄すべき物資	数量	消費期限	保管場所	担当者
防災用クラッカー	6缶	5ヶ年度末毎入替	物置	管理者
飲料水120	2本	半期毎入替	物置	管理者

# 別図「避難場所・経路」

(グループホーム→中央公民館)



(グループホーム→西側駐車場)

